# 行政相談所を開設します

なお、当日は福島評価事務所利用ください。 また、次により相談所を開設にご相談ください。

●行政相談員

の職員も立ち会います。



☎72-3297谷津作字松葉1番地の2二瓶洋補氏

#### ●行政相談会

多目的研修集会施設▽場所 (1)月20日(水)▽日時

#### ●障害基礎年金

宅で相談に応じますのでお気軽

行政相談委員は、いつでも自

は一人について22万7・900円)です。 障害基礎年金は、障がいの原因となった病気やけがの初診日が国民年金に加入た病気やけがの初診日が国民年金に加入を変が、一定の障がいの状態になったときをが一級のときが9万100円(平成22度が一級のときが9万10円(平成22度が一級のときが9万10円(平成22度が一級のときが9万10円(平成22度が一級のときが9万10円(平成22度が一級のときが9万10円(平成22度が一級のときが9万10円(平成22度がい状態にある子・以下同じ)の加までの子または20歳未満で一級・二級のときが9万2・以下同じ)の加までの子または20歳未満で一級・二級のときが9万2・以下同じ)の加までの子または20歳未満で一級・二級のです。また、障害基礎年金は、障がいの原因となった病気があって、その額は一人について2万7・900円)です。

#### ●遺族基礎年金

者の期間は、

「保険料を納めた期間」と

ます。年金額は、子が一人の妻に支給されていた子のある妻または子に支給されたときに、亡くなった方に生計を維持さるいは60歳以上65歳未満の間に亡くなっ遺族基礎年金は、国民年金に加入中あ

行われます。 についても障害基礎年金と同様の加算がまた、子が二人以上のときには、いずれ支給されるときが77万2,100円です。 国民年金には障害基礎年金と遺族基礎年金があります

围

民

年

金

## 年金受給のための条件

障害基礎年金、遺族基礎年金を受ける でいる (三分の二要件)」を満たす必要がありまためには、初診日など(障害基礎年金では死亡日・以た期間であるという「保険料を納めた期間または②保険料を免除された期間であるという「保険料を納めた期間であるという「保険料をからない期間」のであるという「保険料を納めた期間であるという「保険料の納付要件を納めた期間または②保険料の第三を対している。

※厚生年金の加入期間や、第三号被保険受けている期間は除かれます。 る期間や、厚生年金などから老齢年金をるまでの期間ですが、海外に在住してい期間」は、原則として20歳から60歳になりにない。

の前々月までの一年間のすべての期間が診日等がある場合、初診日などのある月とも、平成28年3月までに65歳未満で初また、「三分の二要件」を満たせなくされます。

ます。された期間であれば良いことになっていいの解験を納めた期間または保険料を納めた期間または保険料を免除

ん。

林州付要件を満たす必要がありませも支給されますが、このときは前記の保格期間を満たした方が亡くなったときに格期間を満たした方が亡くなったときにを受けている方または老齢基礎年金の資なお、遺族基礎年金は、老齢基礎年金

所にお問い合わせください。国民年金の窓口またはお近くの年金事務細を知りたい方は、お住まいの市町村のいるかどうかご心配な方や国民年金の詳ご自分が、保険料納付要件を満たして

### ●厚生年金の加入者

さい。お近くの年金事務所にお問い合わせくだ年金の加入者にも支給されます。詳細は年金の加入者にも支給されます。詳細は「障害基礎年金と遺族基礎年金は、厚生

○24-932-3434
都山年金事務所

72-6933

18